

令和4年6月から一部制度が変わります 児童手当制度のご案内



問い合わせ こども支援課 ☎229-3155 FAX229-3451

児童手当と特例給付(以下「児童手当等」)は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健やかな成長に資するため、中学卒業までの児童を養育している保護者に手当を支給する制度です。児童手当等を受けるためには市への申請が必要です。ただし、公務員は職場での申請になります。

対象・支給額など

対象 中学3年生まで(15歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

支給時期 原則として、6月・10月・翌年2月にそれぞれの前月分までの4カ月分を支給

支給要件

- 原則、児童が国内に住んでいる場合に支給(留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象)
- 父母が協議離婚中などにより別居している場合

- は、児童と同居している人に優先的に支給
- 父母が海外に住んでいる場合は、その父母が国内で児童を養育している人を指定すればその指定者へ支給
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、未成年後見人に支給
- 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則、施設の設置者や里親などに支給

支給額(児童1人当たりの月額)

対象児童	児童手当 (所得制限限度額未満の人)	特例給付 (所得制限限度額以上で 所得上限限度額未満の人)	所得上限 限度額以上の人	
3歳未満	1万5,000円	5,000円	支給なし	
3歳以上 小学校修了前	第1子・2子			1万円
	第3子以降			1万5,000円
中学生	1万円			

今年6月から、
所得上限限度額
が設けられます

詳しくは次ページを
ご覧ください

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

変更があったときは届け出を

次のような場合は必ず届け出をしてください。

- 児童を養育しなくなったとき
- 受給者・配偶者・児童の住所や氏名が変わったとき
- 国内で児童を養育している者が、海外在住の父母から父母指定者の指定を受けるとき
- 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- 受給者が離婚したとき、または配偶者を有することになったとき

- 新たに児童が生まれたとき
- 受給者・児童が死亡したとき
- 手当を受給する支払金融機関に変更があったとき

減額などの届け出を忘れ、児童手当等を受給してしまった場合、返還が必要となりますので、必ず手続きをお願いします。手続きが必要かどうかご不明な場合は、お問い合わせください。

申請は出生や転入(転出予定日)から15日以内に

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入日(転出予定日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。
※申請が遅れた場合、さかのぼって手当を受けることはできません。

とはできません。

申請場所 こども支援課または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各出張所 ※アストプラザオフィス、久居アルスプラザ内市民サービスコーナーでは受け付けできません。